

飼料作物種子の

品質証明制度について

日本飼料作物種子協会

安藤 秀夫

皆さんは飼料作物種子の品質証明制度というのを御存知ですか

この飼料作物種子の品質証明制度と申しますのは、この制度が出来てまだ日が浅いのでご存知でない人が多いのではないかと思います。結論から先に申しますと、畜産農家の人達が飼料作物を栽培しようとする場合品質証明された種子を使えば安心して飼料作物が栽培できるようにするための制度なのです。

では、どういうわけでこういう制度が必要になったのかをご説明いたします。

皆さんもよくご承知のとおり、日本の畜産というのは、戦後急激な発展を見せたものでありますし、また今後さらにその発展が見込まれております。また昨今米の作付転換の問題から飼料作物の重要性が一層注目されて来ましたので、飼料作物の作付面積は急激にふえてくるものと考えられます。

す。従ってこれらの種子の需要も当然ふえてくることは明らかです。農林省では昭和四十年には全国の飼料作物の作付面積五〇九、〇〇〇畝であったものが昭和五十年には一、一〇四、〇〇〇畝、即ち昭和四十年の二倍にふえるであろうという予測をしておられます。従って種子の需要量も当然増加することになります。こうなりますと種子の良否ということが大きな問題になって参ります。種子の良否が直接皆さんの

経済に大きな影響を及ぼすのみならず畜産物の価格にもひびいてくることになるからです。

皆さんの極く手近なところをながめてみられても、肥料にせよ、飼料にせよ、また農機具類にせよ検査制度があつて皆さんの利益保護のために不良品の出まわることを防いでいます。

飼料作物種子は畜産農家の方々にとりましては極めて重要な生産資材でありますので、今までの品質証明の制度がありませんで

した。中には発芽が悪かったり、また発芽しても不揃いのものがあつたり、また雑草のたねが混入していたためにせっかくの畑が雑草に荒され、その駆除のため多くの時間と労力がかかり、その上予定の収量が得られず大変困つたという経験をおもちの方もおられると存じます。

種子を取り扱われる商社では、このようなことの起こらないように検査もしておられましたし、また北海道においては北海道牧草種子改良協会を設立して飼料作物種子の品質証明事業を行なつておられました。また、さらにこの制度をより効果的にすること、およびこの制度の権威を高めるためには全国的に行なう必要があります。

社団法人日本飼料作物種子協会 の誕生

さて、次に種子の検査をして品質証明をする機関としてはどういふ機関がよいのかいろいろと検討が行なわれました。即ちこの機関は絶対公正公平でなくてはなりません。そしてまた権威のあるものでなくてはなりません。

そうなりますと直接国や県が行なうということが考えられますが、これにはまたいろいろ問題があります。そこで農林省を中心に都道府県や商社の代表の方々で検討を重ねられた結果、都道府県飼料の販売商社や生産者の方々を会員とする社団法人日本飼料作物種子協会を作り、この協会をして品質証明の事業を担当させるのが最も良いということになり、昨年十二月成立を見た次第です。この協会の成立より先に書き

ました社団法人北海道牧草種子改良協会は解散して、この協会の北海道支所として従来どおり仕事をつづけていくことになりました。

◎品質証明制度の内容について

次に協会が行ないます品質証明のやり方について述べることにいたします。

まず検査をし品質証明をするには規程や実施のやり方を示した細則が必要になります。そして、この規程や細則を協会が自由に作つたり変更したりしたのは、検査を受ける人もまたその品物を買う人にも信用がなくなります。そこでこの規程や細則を作つたり改正する場合には、その道の専門の大学の先生や試験場の研究者の方々等で審議していただくための審議会を設け、学術的にも現実的にも間違いのないというご意見を出していただき、このご意見にもとづいて案を作り、さらに農林省畜産局長の承認を得て初めて効力が発生するようにいたしております。このことは協会の行ないます品質証明の権威のためにも是非必要なのです。次に検査ですが検査は次の方法で行なわれます。

◎ほ場検査

これは国内産牧草種子について行なわれるのです。この検査はほ場が正常であるかどうか、つまり雑草が多く生えていて、このために雑草のたねが混入するおそれがないか、他の品種と交雑する危険がないか、また正常な生育をしているかどうか等を調べます。この検査に合格したものでないと次の段階の検査はいたしません。

◎種子現品検査

ほ場検査を合格したものについてこの検査が行なわれますが、輸入種子については（日本で使われず牧草種子の大部分は輸入種子です）輸入関係書類と現品を照合確認をし間違いないことが明らかになると純潔検査と発芽検査を行ないます。純潔検査と申しますのは、他の作物の種子や雑草のたねとか破損種子、病害種子等來雑物が入っていないかどうかを調べ、牧草の種類毎に定められた基準以上の純潔度のあるものでないと純潔検査に合格したものはならないのです。

発芽検査は種子がやはり前の場合と同様に牧草の種類毎に定められた一定の基準以上の発芽率を示すかどうかを検査するので、基準の発芽率に達しないものは勿論不合格になります。

この純潔検査と発芽検査を合わせて牧草の場合種子現品検査と申しておりますが、国内産青刈とうもろこしの種子の場合ほさらに水分検査を行なっております。

◎包装行程検査

今まで申し述べましたのは種子そのものについての検査のことでしたが、この包装行程検査と申しますのは普通種子を輸入したり産地から仕入れますときは四五ギ入とか六〇ギ入りの麻袋とか呷入りで来ますので実際に小売りされるときは一ギ入とか五ギ入りのような小袋に入れかえて出まわります。そこで大袋から小袋詰めにする行程が正しく行なわれているかどうかを小袋詰めにする作業場に出かけて検査するのが、

この包装行程検査なのです。

以上が協会が行ないます検査の概要ですが検査に合格いたしますと次のような証明書と証票がつきます。

即ち現品検査に合格したものについては、麻袋、紙袋、ビニール袋、ダンボール、バンド等包装の単位毎に一枚の品質証明書が添付されますし、またさらに小袋詰めにされたものには証票がはられ需要者が検査合格品であることが直ぐ判るようにしてあります。

皆さん今後種子を買われるときは是非ともこのような品質証明種子をお買い下さい。そして立派な飼料を生産して下さい。

◎検査対象品目

牧草種子品質証明書 No. 20038

1. 種類	5. 原産種別区分	
2. 品種	6. 発芽率	%以上
3. 産地 (育成地)	7. 純潔歩合	%以上
4. 採種年次 昭和 年	8. 正味重量	kg

上記の通り証明する。

社団法人 日本飼料作物種子協会 検査員

牧草種子品質証明書 No. 11101

1. 種類	4. 発芽率	%以上
2. 品種	5. 純潔歩合	%以上
3. 産地 (育成地)	6. 正味重量	kg

上記の通り牧草種子保証制度 (OECD) 加盟国が 昭和 年 月 日に保証した種子であることを証明する。

昭和 年 月 日

社団法人 日本飼料作物種子協会 検査員

種子を買うときは品質証明

ものをおすすめいたしました。それが、それは飼料作物の種子は全部検査の対象になっているかと申しますと通常使われてます牧草類の殆んど大部分のものは検査の対象になっております。即ち北海道においては八種類五九品種、内地においては二五種類五六品種と青刈とうもろこしとなっていきます。

検査対象品目は飼料として使われる総ての品目であることが望ましいのですが、協会も出来たばかりでありまして、人容も整っていませんので、一日も早く協会自体の整備強化をはかり全品目全量検査の実現を期すべく努力いたしております。

農林省におかれましては飼料作物の優良

種子普及促進のため各都道府県に通達を出され

- 草地の改良事業
- 飼料作物増産対策事業
- 種作転換対策事業

等に使われる種子は協会の行ないます品質証明種子を使うような強力な指導をしておられます。

むすび

畜産の先進国であるアメリカ・ニュージーランドやヨーロッパの諸国においては早くからの制度が確立され、品質証明済みの種子でないと使用しないという普及ぶりです。これらの国々の畜産が今のような発展を見せているのも分るような気がいたします。

日本においては、もともと稲わらと濃厚飼料で家畜が飼われ、飼料作物の栽培や草地の造成が盛んになったのは極く最近のことですが、こういう制度のなかったのも仕方なかったと考えますが、今日のように畜産が盛んになり、また将来の発展が期待され種子の重要性が認識される時代になりますと種子の品質証明制度は必要になって来ます。

皆さんもよくこの制度を理解されて、ますます畜産が発展しますよう祈念いたしまして筆をおくことにいたします。

(注) 上記の証明書様式は昭和四十四年用のもので、昭和四十五年用については別様式になる場合もあります。